

岩手県告示第829号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成17年岩手県告示第950号）で告示した紫波町城山鳥獣保護区、花泉町蒲沢堤鳥獣保護区及び九戸村折爪岳鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成27年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の紫波町城山鳥獣保護区の区域の表示 紫波郡紫波町地内の国道4号と町道石田郡山駅線との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進み町道二日町線との交点に至り、同点から同町道を東に進み更に北に進み町道下町東裏線との交点に至り、同点から同町道を東に進み更に南に進み町道郡山駅石田線との交点に至り、同点から同町道を西に進み更に南に進み主要地方道紫波江繫線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み町道石田郡山駅線との交点に至り、同点から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の花泉町蒲沢堤鳥獣保護区の区域の表示 一関市地内の市道浪打柏ノ木線と蒲沢堤堤防との交点を起点とし、起点から市道浪打柏ノ木線を西に進み市道猪岡北ノ沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道大石沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み蒲沢堤堤防との交点に至り、同点から同堤防を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 変更後の九戸村折爪岳鳥獣保護区の区域の表示 九戸郡九戸村地内の国道340号と九戸郡九戸村と九戸郡軽米町の境界との交点を起点とし、起点から国道340号を南に進み村道江刺家福岡線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み九戸郡九戸村と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み九戸郡九戸村と九戸郡軽米町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域